

平成 24 年度 事業計画書

財団法人武蔵野市福祉公社

事業計画

今年度は、武蔵野市福祉公社が新しい公益法人制度にもとづく公益認定を得ることを最重要課題と位置付けています。

在宅高齢者をはじめとする地域で支援を必要とする方々に向けて、有償在宅福祉サービス事業などさまざまな事業展開を行っている本公社は、平成元年に全国で初めて財団法人として許可された流れを継続し、平成 25 年 4 月に新制度による公益財団法人への移行を目指します。

また、今年度は武蔵野市第五期長期計画と同時に健康福祉総合計画がスタートしますが、本公社の中長期事業計画修正計画を両計画としっかり整合性をとって策定しました。公社は、この修正計画に沿い地域リハビリテーションの理念に基づき、行政の健康福祉施策と連携し、市民の在宅生活支援ネットワークの一翼を担います。さらに直接サービスを提供する事業者としての強みを生かして、さまざまな連絡会議、協議会などを通じて、サービスの実践で把握した問題点や課題のフィードバックを行い、事業効果を高めていくよう努めます。

市民が尊厳を持ち続け、地域で安心して安全に暮らせるために、権利擁護事業の充実が重要となります。需要に対応できるよう、有償在宅福祉サービスの見直しを含めサービス体制の強化及び市民が成年後見制度を適正かつ積極的に利用できるよう整備に努めます。

これらの事業を展開するうえで、健全な財政運営が欠かせません。本公社は経常収支ベースで毎年 7,000 万円強の赤字を出している現状があります。引き続き利用者負担の適正化の検討を行うとともに、事業のあり方も工夫し、財政健全化に努めます。これは法人の自立性を高めるうえで、人材育成とともに克服すべき重要課題と位置付けています。

また、高い確率で発生が予想される首都圏直撃の大規模地震や強毒性の新型インフルエンザなど、未曾有の事態に遭遇した際に、公社としてどのように対処し、さらに事業運営及びサービス提供をいかに継続するかは、重要かつ喫緊の課題です。日常業務も含めた危機管理意識を高め、マニュアルの整備・充実や研修・訓練など実践的な取り組みを進めます。

財団法人武蔵野市福祉公社

理事長 長 澤 博 暁

本部事業（326,615千円）

有償在宅福祉サービス事業及び権利擁護事業等（134,875千円）

1 有償在宅福祉サービス事業（90,276千円）

利用者への総合的な身上配慮サービスとして、本公社が創業当初から行っている根幹的サービスです。しかし、今年度は、少子高齢無縁社会が進行する現在、高齢者等が常に安心できる在宅生活を送るためには介護保険サービスや市独自の施策の基礎となる本事業による総合的な身上配慮が大変有効であることも基本的視座に据えて、本事業を大幅に見直します。その理由として第一は、市が本事業利用の経済面の手立てとして実施されてきた福祉資金貸付事業を、根本的に見直すこと、第二に介護保険事業をはじめ高齢者等の支援に関する様々な社会資源が整備され、サービスを開始した31年前と比べ環境が激変したにもかかわらず、利用料金やサービス提供体系をほとんど変えていなかったため現状にそぐわない点があること、第三に担当者の負担や収支の不均衡が事業を存続するうえで大きな圧迫要因になっていることです。

見直しについては福祉資金貸付事業とともに、市と共同で有識者会議に諮る予定ですが、本事業が成年後見事業の前段階の身上配慮サービスであることも見据え、本公社が行っている独自の権利擁護サービスとの統合も視野に入れた考えを積極的に提起します。そのうえで、近年急速に弱まりつつある親族機能や、地域の支援を補完して安心した在宅生活を送るために有効なサービス体系に組み直していく所存です。

2 啓発普及事業（2,417千円）

本公社が蓄積してきたノウハウを生かし、市民が地域で自立して健やかな老後生活を送るための情報やヒントを提供したり、個別の生活課題に即した相談に応じてまいります。そのため、一か月ごとに交互で「市民のための老いじたく講座」と「老いじたく・成年後見相談会」を開催します。また、民生・児童委員協議会、地域福祉の会、その他市民グループ、集合住宅自治会などに出向き、福祉サービスの利用方法、権利擁護事業、成年後見制度などについて啓発普及を行います。

さらに、弁護士による法律相談、生活上の様々な悩み、各種福祉サービスの利用に関する総合相談を行います。

3 権利擁護事業（21,411千円）

本事業は、次項の地域福祉権利擁護事業に先駆け昭和59年に始めた独居高齢者を対象とした財産保全サービスを前身とする本公社独自の事業です。総合的な利用者支援を担う有償在宅福祉サービスの財産管理面の性格を有し、財産管理とこれに付随する相談支援や調整活動を内容とし、これまで蓄

積してきた支援のノウハウを駆使し、利用者の権利を守ってまいります。また、市内各機関からの困難事例の相談に応じ、虐待や消費者被害等のための調整活動、連絡会議などでの事例や対応方法の紹介などスーパーバイズの役割を担い、利用者の直接支援とともに、これらの活動も事業活動の両輪として重要視しています。

また、福祉サービスに関する「利用者サポート」「福祉サービス利用援助」及び「苦情対応機関の設置」を行っている（ただし、介護保険サービスに関するものを除く。）ところですが、その体制強化と積極的PRを進めます。

4 地域福祉権利擁護事業（4,141千円）

東京都社会福祉協議会から受託し、基幹事業所として本事業を行います。本制度の利用者の利益を保護し、利用者に係る他の福祉サービス関係者と連携し、日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用支援に一層努めます。

5 成年後見事業（16,630千円）

本市成年後見推進機関として、後見ニーズを有する市民に実践的かつ丁寧な成年後見申立て支援をします。さらに法定後見、任意後見サービスを提供します。有償在宅福祉サービスや権利擁護事業で積み重ね培ってきた利用者支援の仕方を生かし、法律行為に限らず周辺問題への対応も行い、利用者の暮らしを支援します。また、市長による成年後見等申立ての成年後見人等を受任します。

居宅介護支援事業及び訪問介護事業（191,740千円）

6 居宅介護支援事業（14,435千円）

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。有償在宅福祉サービスや権利擁護事業と連携しながら、民間事業者が対応困難な方々に対し、積極的支援を行います。

7 訪問介護サービス事業（140,046千円）

介護保険法による訪問介護サービス事業を実施します。今後、市が中心となり進めていくと思われる小地域完結型による保健・医療・福祉関係者の連携によるサービス提供システムの中で、ホームヘルプセンターとして、他機関と連携しながら役割を果たせる体制づくりを検討していきます。さらに、多機関連携の必要なケース、対応困難なケース事例を今までの実績、経験を活かし、チームケアで対応していきます。

また、今後、医療補助行為も含めたヘルパーとして行える行為、必要な技術や知識を習得し、市内訪問介護事業所の質の向上に寄与し、リーダーシップをとれるように、市の福祉人材研修事業と連携しながら、体系的な研修を実施していきます。

8 居宅介護サービス事業（9,155 千円）

障害者自立支援法に基づき、日常生活の自立を促し、在宅生活を継続していくための支援として居宅介護サービス事業を実施します。

9 生活支援事業【受託事業】（22,546 千円）

武蔵野市単独事業である日常生活支援ヘルパー派遣、認知症見守り支援事業を実施します。誰もが地域で安心して暮らしつづけるために的確なサービスを実施することによって、介護保険によらない高齢者の在宅生活の質を高める一環としての役割を担います。

10 ホームヘルパー養成等講習事業（5,558 千円）

公社自主事業として、2級ホームヘルパー養成講習を開催し、幅広い視野を持ち、主体的に業務に取り組んでいける専門的な人材を育成します。また、今年も雇用対策の一環として、講習終了後一定時間実務に就いた受講生には、講習費の8割を返還する「ケアキャリア24」を行います。

高齢者福祉施設の管理運営等受託事業（377,685 千円）

高齢者総合センター受託事業（298,818 千円）

高齢者福祉に関する地域の社会資源の核となる運営を第一義と心得、高齢者総合センターの諸事業の内、「センターの管理運営」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」の3事業を、武蔵野市（以下「市」という。）より指定管理事業として、「在宅介護支援センター事業」、「補助器具センター事業」の2事業を、市よりの委託事業として、実施します。

なお、指定管理事業及び委託事業については、中長期事業計画に基づき、引き続き課題解決に向けての検討・取り組みを行います。

11 高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】（61,033 千円）

高齢者福祉の地域資源であるセンターの管理運営を受託し、実施します。

12 在宅介護支援センター事業【受託事業】（59,370 千円）

在宅の要介護高齢者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを総合的に提供するために、専門職による在宅介護支援事業を行います。家族介護者支援については、隔月に家族会を設け、相談や情報交換の場とします。これについてはセンターの各機能を活用して、機能的・有機的に支援を行います。

平成22年度より、要支援高齢者の実態把握や地域における在宅介護支援

センターの周知を目的として、民生委員をはじめ各地域福祉の会や東京都住宅供給公社等との連携強化を図ってきました。今年度は、引き続き地域包括ケアの推進を念頭に、独居高齢者世帯、高齢者のみ世帯の把握を強化し、地域連携の範囲を広げます。これらの世帯は、一般に介護問題が出現した場合、それに付随して多課題の解決を迫られるからです。具体的には、UR都市機構とは連絡会を実施し、また、増加する都市型マンションへの対策として、認知症研修等の機会を活用し、管理組合との繋がりを作り、連携を推進します。更に、各種研修会への参加や日常業務におけるチーム制やOJTにより職員の育成、資質向上を図ります。

なお、地域包括支援センターブランチ事業及び平成22年10月より受託を開始した都営武蔵野アパートシルバーピア生活援助員(LSA)業務は、引き続き受託し、実施します。

13 補助器具センター事業【受託事業】 (22,206千円)

作業療法士を配置して、補助器具や住宅改修、利用者の生活動作の習得等の分野について、利用者及びケアマネジャー等へのアドバイスを行い、利用者生活がより良いものとなるよう支援します。全市的に、この分野のニーズを持つ市民の社会資源として、十全に専門性を発揮します。

なお、地域リハビリテーションの観点から、組織・機能のあり方について、今後とも、市と協議・検討を行います。

14 デイサービスセンター事業【指定管理事業】 (98,873千円)

在宅の要介護高齢者の日常生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及び、介護を担う家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。また、要支援高齢者に対しては、予防給付サービスとして運動機能向上プログラム等を実施し、介護予防を図ります。特に運動機能向上プログラムについては、要介護者も含めた「はつらっプログラム」として1年間継続して実施します。実際、利用者の筋力アップに繋がる実績も検証できていることから、24年度は一層の内容充実を図ります。また、利用者全員に対しての日常生活の維持向上を目的とする機能訓練については、実施環境を整え可能な限り実現したいと考えています。

一昨年度から続いていた利用者の減少を、23年度は積極的な利用者確保に努めた結果、増加に転ずることができ、収益のアップにも繋がりました。利用者ニーズが高い入浴サービスの利用定員の増加、送迎バスの経路を見直すことで、より広い地域の利用者を送迎できるようにした結果だと考えます。要介護度が高い利用者が多いため、ショートステイ、入院のリスクが高く、安定した利用者確保が難しい中、利用者の安心・安全のみならず、その家族の皆様への安心とレスパイト機能を十分にフォローできる体制を整えることを目指します。デイサービス利用者家族の支援を第一とすると共に、そのノ

ノウハウを援用し、在宅介護支援・補助器具センターと協働して、一般市民対象の家族介護者支援にも当たります。

また、地域資源としての開かれた施設の役割を重視し、夏祭り・作品展等を通じての地域貢献も視野に入りたいと考えます。特に、高齢者総合センターの他部署との連携をとりながら、より良いサービス提供に努力し、また、市内デイサービスセンターの幹事事業者として、市内デイサービスのケア水準の向上を主導し、情報発信の拠点としての役割を担っていきたいと考えます。具体的には事業者の横断的な情報共有の場の確保、共通課題の認識と解決のための取組みや食事サービス、送迎に関する研修等を実施します。

15 社会活動センター事業【指定管理事業】 (57,336千円)

利用者に、健康の増進、教養の向上、趣味活動のための援助、仲間づくりの機会等を提供し、世代間交流事業等を実施します。これらにより高齢市民が健康長寿の生活を送れるように支援します。そのため、より一層の講座の充実を図ります。また、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業「地域健康クラブ」をコミュニティセンター等 18 会場にて 21 コースを実施します。

利用者の要望などを踏まえ、事業の見直しを行い、講座の変更・廃止等を行い、今年度は、参加希望者の減少等により 6 講座を廃止し、新規に油絵講座等 7 講座を立ち上げ、新規利用者の拡大を図ります。

なお、講座参加者の受益者負担について、市の生涯学習事業や他市の高齢者向けの事業の状況を調査し、それらを基に検討をした結果、現時点では、現行の方法（教材費のみ自己負担）を継続しますが、今後も社会状況や周辺自治体の同種サービスの提供状況等を参照しつつ、検討をいたします。また、自主事業である『ふれあいまつもと』は、その事業形態・事業内容の変更等を検討します。また、社会活動センターの講座卒業生の自主グループ支援のための拠点としての活用等を考えます。

北町高齢者センター受託事業 (78,867千円)

16 北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】 (78,867千円)

センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受け、デイサービス事業（コミュニティケアサロン）及び小規模サービスハウスの管理を行います。

「ご利用者が楽しく過ごせるセンターを目指す」という基本方針に基づき、利用者、ボランティア、職員が一体となって趣味生きがい活動に重点をおいたプログラムを提供します。また、利用者家族やケアマネジャー等福祉関係者との連携を密にし、稼働率 90%超を目指すように努めます。

当センターは開設当初から多彩なボランティアの参加により運営されています。その特長を更に伸長するため、ボランティアセンター武蔵野の活用等により定期的にボランティアを募集し、新たな人材の確保を図ります。そ

して大野田福祉の会等地域の諸団体との交流にも引き続き努めていきます。

小規模サービスハウスに関しては、日々の見回りや設備点検等により入居者の安全と衛生確保を図るとともに、入居者個々のニーズに応じた相談・助言を行い、自立した生活を維持できるよう必要な援助を行います。

管理費 (115,994 千円)

17 管理費 (115,994 千円)

(1) 福祉公社の組織運営事業

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

(2) 人材の育成

市の財政援助出資団体として、支援の一環として、市からの職員派遣を受けています。将来に向けて市派遣職員の段階的縮小を視野に、自立した法人運営を担える人材育成のための研修充実に努めます。

一方、現在実施している市への派遣研修だけでなく、相互派遣、他団体との人事交流も研究してまいります。

(3) 公益財団法人移行事業

公益財団法人への平成 25 年 4 月 1 日移行をめざし、定款を初めとする規程の整備、事業整理、公益法人会計の移行など、公益法人改革に関する各法令に沿った体制整備を行い、公益財団法人への移行認可申請を行います。